

1 議事日程（2日目）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年6月4日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第47号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第2 議案第48号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第3 議案第49号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第51号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第53号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第54号 太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第9 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	柳原 莊一郎	議員	2番	宮原 伸一	議員
3番	船越 隆之	議員	4番	徳永 洋介	議員
5番	笠利 毅	議員	6番	堺 剛	議員
7番	入江 寿	議員	8番	木村 彰人	議員
9番	小島 真由美	議員	10番	上 疆	議員
11番	原田 久美子	議員	12番	神武 綾	議員
13番	長谷川 公成	議員	14番	藤井 雅之	議員
15番	門田 直樹	議員	16番	橋本 健	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	陶山 良尚	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	楠田 大蔵	副市長	清水 圭輔
教育長	樋田 京子	総務部長	石田 宏二
市民生活部長	濱本 泰裕	総務部理事	山浦 剛志
都市整備部長	井浦 真須己	健康福祉部長	友田 浩
観光経済部長	藤田 彰	教育部長	江口 尋信
総務課長併 選管書記長	川谷 豊	経営企画課長	高原 清

市民課長	池田俊広	福祉課長	田中縁
都市計画課長	竹崎雄一郎	文化財課長	城戸康利
上下水道課長	佐藤政吾	産業振興課長併 農業委員会事務局長	伊藤健一
監査委員事務局長	福島浩		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	吉開恭一
書記	斉藤正弘	書記	高原真理子
書記	岡本和大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第47号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、議案第47号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、堺剛議員の退場を求めます。

（6番 堺剛議員 退席）

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（陶山良尚議員） ここで、堺剛議員の入場を認めます。

（6番 堺剛議員 入場）

○議長（陶山良尚議員） 堺剛議員に申し上げます。

ただいまの議案第47号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意

されましたので、お知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第48号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、議案第48号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第48号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第3、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第49号について通告がありますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」質問いたします。

提案理由説明においては、超過勤務命令の上限を設定する等の見直しのためとされていますが、改正の条文案では時間外の勤務と限定的に言及されていることから、今回の改正案の影響の及ぶ範囲を確認したいと思い、質問させていただきます。

1つは、職員とは正規職員のみを指しているのか、続いて、変更を予定している規則の名称、また、付随して変更される規定などあるのかどうか伺います。

あわせて、働き方改革は国の政策というわけですけれども、それに関連して今回太宰府市において改正する内容は、超過勤務の上限設定以外にもあるのか、ほかにもあるのであれば、どのようなことなのかお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

ただいまの笠利議員のご質問にご回答申し上げます。

太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の対象となります職員につきましては、地方公務員法に規定をいたします一般職に属する職員でございます。嘱託・臨時職員の服務等につきましては別に定めることといたしております、今般の改正の対象ではございません。

また、変更を予定している規則につきましては、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則でございます、付随して変更する規定等はございません。

働き方改革に関連し、規則において定める事項でございますが、大きく2点ございます。1点目は、長時間労働の是正についてでございます、超過勤務命令の上限を原則1カ月45時間、1年360時間と設定するもの等でございます。2点目は、職員の健康確保に係る措置でございます、長時間労働に関する面接指導につきましては、災害等によりやむを得ず行う長時間労働に関しまして、申し出があった場合の面接指導の対象となる時間数を、1カ月につき100時間から80時間に引き下げることを定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第49号について質疑を終わります。

次に、議案第50号について通告があつておりますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 議案第50号について質疑をさせていただきたいと思ひます。

主には新旧対照表の2ページ、3ページのところを使って質問させていただきたいというふうに思ひますけれども、初日の市長の提案理由の中で、今回の改正は国会議員の選挙等の執行経費等の基準に関する法律の改正ということが言われておりますけれども、まず第1問目、確認させていただきますが、その提案理由に基づけば、今回行われる参議院選挙からこの新旧表に基づく改正の部分が適用されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ただいまの藤井議員のご質問でございますけれども、今回の7月に予定をされております参議院議員通常選挙から適用するという事になってございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） そのことでお伺いしたいのは、当初予算において参議院選挙の関係の費目が提案されて、可決を3月議会でされておりますけれども、今回これらの報酬の改定の部分が適用される上で、今議会に補正予算等は計上されておられませんけれども、当初予算の範囲の中でこの新たな報酬の体系が処理できる、賄えるというふうに理解しておいていいのか、そこまでお伺いしておきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 藤井議員がおっしゃいましたように、お見込みのとおりでございます。

当初予算の既決予算の中で対応が可能ということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

これで議案第50号について質疑を終わります。

次に、議案第51号について通告があつておりますので、これを許可します。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、3点伺います。

まず1点目、大宰府展示館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置された教育施設ですが、この教育施設とされる大宰府展示館が平成22年より入館料が無料であることの意義についてお伺いします。

次に、2点目です。近隣市においても大宰府展示館と類似した教育施設を設置、運営しているわけですが、例えば春日市の奴国の丘歴史資料館、筑紫野市の筑紫野市歴史博物館、昨年開館した大野城市の大野城心のふるさと館などです。これらの近隣市にある大宰府展示館と類似した教育施設における入館料の設定状況についてお伺いします。

そして3点目、本市には大宰府展示館のほかに同様の教育施設の水城館と文化ふれあい館がありますが、これらの施設の入館料はもちろん無料です。仮に大宰府展示館が有料になるとしたら、同様の教育施設である水城館と文化ふれあい館との入館料における不整合、目的を同じとする類似施設で入館料を取ったり取らなかったりすることについて、市の見解をお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 1点目の教育施設とされる大宰府展示館が平成22年より入館料が無料であることの意義についてですが、一人でも多くの方、特に教育施設として多くの子どもたちに大宰府跡出土遺構及び関連する展示資料を見学してもらい、もって大宰府史跡に対する理解、

関心を深めていただくため、平成22年に無料化したものであります。

2点目の近隣市における大宰府展示館と類似する教育施設の入館料の設定状況についてに関しまして、筑紫地区の状況は基本的に無料ではありますが、春日市にある奴国の丘資料館と筑紫野市の筑紫野市歴史博物館は、条例の中で有料にすることができるという規定がございます。また、大野城市の大野城心のふるさと館では、企画展に関しては基準の料金は500円というふうに定められております。

3点目の類似施設である水城館と文化ふれあい館との入館料における不整合についてでございますが、文化ふれあい館は主に実習室などの貸し室が中心であり、特別展については観覧料を設定できるようになっております。水城館は、トイレ等の設備を備えた便益施設であるため、大宰府展示館とは施設の目的が違うものというふうに考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 近隣市の状況ですけれども、特別展とかそういう特別な展示をする場合に有料にすることができるということだと解釈してよろしいんですか。常設展は基本的には無料というふうな形なんですかね、要するに。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） そのとおりです。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 最後に3点目の質問なんですけれども、大宰府展示館と水城館、文化ふれあい館は施設の目的が違うということでしたけれども、これそもそも設立が教育施設ということできたものですので、施設の根幹というものは同じだと思うんですけれども、そういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 大きくくくりますと、確かに教育ということになるとは思いますが、例えばふれあい館につきましては年間4回の特別展等を行っておりますが、例えばこれにつきましては、貸し室のサークル活動の発表だとか、小学生を主に対象とした暮らしの移り変わり展ですとか、美術協会の展示等、果たしてそれが有料にすることが適切かということ考えて、現在お金を取っていないということでありまして、教育というところでは確かに根幹的には一緒ということで、お考えのとおりだとは思いますが、実際の使用されている状況だとか、どう区分けするかということについては、違っているものというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 次に、5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第51号について質問をさせていただきます。

まず、入館料を必要とするのは誰かという観点からなんですけれども、今回の入館料の設定

という判断は、市の判断によるものなのか、それとも指定管理者との協議によってそういう結論を出したもののなのかという点と、今回提案理由説明の中で、この決断に至る背景として、施設の老朽化と新たなしつらえの必要ということに言及されていますけれども、それぞれについて、老朽化と新たなしつらえについて責任を持って対処すべき主体は、市なのか、それとも指定管理者と考えているのか。

それから、今回大人でいえば200円という形で入館料が提案されていますけれども、なぜ200円でなければならないのか、どういう判断で金額を決定したのかという点。

最後に、今回の議論の過程の中で、無料のままにしておくべきだという議論があったのかどうか。当然、有料化によって得られるメリットとデメリットそれぞれを考慮したと思うので、主な考慮点を教えていただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 1点目の入館料の設定は市の判断によるのか、指定管理者との協議によるのかについてですが、市のほうが中心になって、指定管理者とも相談し判断したものでございます。

2点目の施設の老朽化と新たなしつらえについて、責任を持って対処するのは市なのか指定管理者なのかについてですが、施設そのものについては平成28年度策定の太宰府市公共施設等総合管理計画に沿って市が行っていきます。また、パネルや模型などの展示物については、指定管理者にて対応することを基本というふうに考えております。

3点目の入館料の算定根拠ですが、近隣類似施設との比較考慮、それから教育施設として中学生以下を無料にするという必要性、過去の入館料と展示のさらなる充実に向けての思いなどを総合的に勘案して、一般200円、大学・高校100円、中学生以下無料との提案に至りました。

4点目の無料のままでの議論と有料化によるメリットとデメリットについてでございますが、無料のまま多くの人々にごらんいただきたいという考えの一方、施設の維持管理、損耗やそれから展示の充実などを考えると、全てを税で賄うことが是認されるのかという受益者負担の考え方の議論がありました。その上で有料化の判断をいたしております。

また、有料化のメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、今申し上げましたとおり、展示館の維持管理の全てを税で賄わずに行うことができ、さらにこれまで以上に展示の充実を図り、来館者の満足度を上げることができるというふうに考えております。

一方、デメリットは、一人でも多くの人々にごらんいただくというところで影響が出る可能性があるのではないかということが考えられます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

5 番 笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） まず、1点目についてですけれども、市が中心となってということとし

たので、市の中でもどの会議レベルでといいますか、もう少し具体的にどの範囲で意思決定をされたのかということがあれば、お聞きしたいと思います。

それから、2点目についてですけれども、施設は基本的に市、展示のモデル等については指定管理者ということでしたけれども、今回実質的には利用料金という形で徴収されるような形になろうかと思いますが、その収入は指定管理者に入るというふうにされていると思います。ということは、直接には施設の管理には、市のほうには直接はお金が入らないという仕組みに形の上ではなるかと思うんですけれども、それがどのような形で施設の老朽化に対する、何とか、今の説明だと財源の一部として考えられていると思うんですけれども、どのような管理で市の施設管理のほうにそのお金が回ってくるような仕組みとなっているのか教えてください。

3点目については、総合的ということで、ここでは取り上げませんが、4点目ですね、メリットとしては、2点目でも上げたように維持管理と展示の充実と。これについてはわかりやすいことだと思うんですけれども、スムーズにお金が行くのであればですね。

デメリットのほうは、一人でも多くということがありましたが、今回入館料設定の目的に、展示の充実とともに政庁跡一帯の魅力向上ということがあったかと思います。一帯ということであれば、展示館そのものとは別の目的に生かすために、今回の入館料設定がなされていると思うんですけれども、ここは推察の上でお尋ねしますが、恐らくあそこがあの一帯のインフォメーションセンター的な役割を担っているから、あの展示館の存在が一帯の魅力向上につながると思います。ところが、そこに来る人が減ることが想定されるのであれば、一帯の魅力向上を果たす役割というのが減ることにならざるを得ないと思うんですね。若干矛盾があるかと思うので、つまり展示館そのもののためという理由と、一帯のための入館料ということに矛盾があるかと思います。その辺、簡単でいいので説明していただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） まず、協議については、三役、部長も含めた経営会議等で全庁的に話をさせていただきました。

それから、市にお金が入るとい仕組みですけれども、市に全くお金が入らないということではなくて、指定管理料から修繕料を除いた額の5%以上の収益を上げた場合、委任者に対してその超過分、収益の50%、つまり指定管理料から修繕料を除いた額の5%以上、つまりこれ大抵現在のところだと20万円を切ったぐらいなんですけれども、それ以上の収益があった場合には、その超過収益分の50%は市のほうにということになっておりますので、市のほうに全く入ってこないということではございません。

それから最後に、政庁跡一帯の魅力向上ということなんですけれども、おっしゃるとおり今現在、特に4月に入ってこういうような令和ということで注目をされる状況になってからは、ますます展示館が果たす役割は大変大きゅうなっております。ですので、おっしゃったようにここが中核的な存在で、インフォメーションセンターっておっしゃるのはそのとおりだとい

うふうに思います。

そのためには、展示館そのものの魅力を上げていかないと、展示館そのものに、無料であればたくさん人が来続けるかという話ではないというふうに思いますので、展示館そのものの魅力向上を上げていくためにも、今回のご提案をさせていただいたところです。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第51号について質疑を終わります。

議案第49号から議案第51号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第6、議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7と日程第8を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第7、議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第8、議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第53号について通告がありますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第53号について質問させていただきます。

今回、商工業振興対策協議会にかえて産業推進協議会を設置するという事なので、別な協議会でなければならない理由は何だろうかというつもりで幾つかお尋ねします。

まず1つ、協議会のメンバー構成はどのように変わる予定なのか。

2つ目、特産品についての審議、調査ということが、現在の協議会ではできないと考えた理由は何か。

3つ目、逆に現在の協議会では扱っているが、新しい協議会では扱えなくなる事項はあるのか。あるのであれば、それに対してはどのように対応していくのか。

最後に、そもそもですけれども、審議、調査ということでどのような内容を考えているの

か、お尋ねします。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」に関する質疑について回答いたします。

太宰府市産業推進協議会は、本市の特性を生かした特産品等に関することを調査、審議するために設置するものであります。

1点目についてでございますが、商工業振興対策協議会のメンバーは、商工会会員3名以内、観光協会2名以内、識見を有する者2名以内及び市民3人以内の合計10名以内ということになっていました。一方、新たに設置いたします太宰府市産業推進協議会につきましては、1次産業としての農業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業を統合的かつ一体的に推進し、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み、いわゆる第6次産業化を視野に入れた組織ということで、識見を有する者、市内外の農業、商工業に携わる団体関係者、市内事業者及びその他市長が適当と認める者の合計10名以内といたしておりますが、特に市内事業者の枠には、商工業者だけに限らず、農業者にも入っていただくことが不可欠であると考えています。

次に、2点目についてですが、商工業振興対策協議会の所掌事務は、商工業の振興及び観光対策に関することとされていましたが、産業推進協議会では、特産品や新たな土産品の開発等については、商工業、観光だけではなく、農業者にも入っていただいた上で、市内の産業全体について調査、審議していただくことが必要であるという考えに基づいたものでございます。

次に、3点目についてですが、商工業振興対策協議会は、ブランド創造協議会の発足等もあり、近年会議自体を開催しておりません。また、産業振興協議会におきましては、特産品や新たな土産品の開発というキーワードをもとに、商工業、観光を含めた産業全体の活性化について議論する場としております。新協議会で扱えなくなる事項はないものと考えております。

最後に4点目についてでございますが、産業振興協議会におきましては、農業、商工業の事業者を初め関係団体や専門家等の多様な主体が集い、新元号令和ゆかりの地である本市にふさわしい特産品や新たな土産品の開発等について、指導、助言も含め意見交換を行います。

同時に、既存商品の磨き上げについても議論をしていただき、その結果を何らかの形にすることで、ふるさと納税を含め本市の収入源の拡大を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

5 番 笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 若干確認的な内容の再質問になりますけれども、今までの商工業というふうに限定的に言われていたものから、1次産業から3次産業までを含めて、より総合的にということ、かつ市の内外ということもあったかと思えます。

それでなんですが、一番はっきりした形で聞きましょうか。観光というのが目的とし、観光

協会からのが2名以内でしたっけ、というのが明示的には落ちる形になりますけれども、第3次産業という形で観光業も含めた上で今回の協議会を構成していく、もしくは審議をしていくというつもりであるのかというのが1点。

それと、より総合的にという形で今回の協議会をつくるということですが、目的が土産物という形で、むしろ限定的になっていると思うんですね。大枠を広げながら目的が限定されたということが、今まで扱ってきたことが扱えなくなるということのいささか不整合があるように感じます。明確な目的が土産物というふうに限定されていますから。その辺をもう少し詳しく、余り詳しくなくていいんですけども、なぜ目的が限定されているながら、今まで扱ってきたことが依然として扱い続けられるのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） これまでの商工業振興対策協議会については、先ほども述べましたとおり、商工会を中心とした産業の振興ということでございましたけれども、今回は土産物の開発だけではなく、特産品ということ 키워ドに入れております。これは、今後太宰府におけるホテル誘致、今あります古民家ホテル、これが秋ごろにはオープンすると言われておりますけれども、そこでのニーズですね。または、先日運行を開始いたしました太宰府ランチ列車、こういうものにも太宰府の特産品、農業でいいますと太宰府にある食材を使っていただくとか、そういう特産品等も含めた太宰府全体で太宰府を売り込むという政策でございまして、それが結果的に土産物に結びつくとか、特産品という形になるということは十分考えられるかと思っておりますけれども、そういう農業生産品も含めて、1次化、2次化、3次化掛けて6次化ということもあわせて、全体的な太宰府市の産業の盛り上げを期待するということを意識したものでございまして、決しておっしゃるように特産品、土産物というふうに限ったものではないということをご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） あと、観光協会の、入っているかどうかですね。

観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 観光協会も含めて、もちろんいろいろな団体、関係する団体に入っていたらこうと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第53号について質疑を終わります。

次に、議案第54号について通告があつておりますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、4点について伺います。

森林環境譲与税は、森林環境税として課税されるものと聞いています。この森林環境税は、現在課税されている復興特別住民税、個人住民税、今1人当たり1,000円課税されていますが、この期限である2023年の翌年から同額が課税開始がされます。

1点目ですけれども、個人課税された森林環境税が市町村に森林譲与税として配分されますけれども、その際の譲与基準である市内の林業就業者数が何人いらっしゃるのか伺います。

2点目は、1年間の太宰府市の森林環境税としての税収が幾らになるのか伺います。

3点目は、森林環境税から配分される太宰府市の森林環境譲与税額が幾らで、またその税額そのままが基金に積み立てをする予定なのか伺います。

最後、4点目ですけれども、この基金条例は、森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため設置するとありますけれども、提案説明の中で、木材利用の推進や普及啓発等を含めた森林の整備及びその促進という説明も加えられておりました。公益的機能の維持管理とあわせて具体的な活用施策の計画があるのか、また構想があるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」に関する質疑についてご回答申し上げます。

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、国におきましては森林環境税及び森林環境譲与税が創設されております。

まず、1点目の市内の林業就業者の数でございますが、平成27年に実施されました国勢調査により、1人となっております。

次に、2点目の環境税の年収予定額でございますが、森林環境税は国税として令和6年度から、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、1年間1人1,000円を上乗せして賦課徴収することになっております。現時点での納税者の数およそ3万4,000人から試算いたしますと、年間収入予定額はおよそ3,400万円となります。

次に、3点目の譲与税額は基金積立額と同等になるというご質問でございますが、国から福岡県を通して太宰府市に配分される森林環境譲与税は、9月と翌年3月の年2回に分けて配分されることになっております。森林環境譲与税は、当分の間、全額基金に積み立てることとしたしております。

次に、4点目の基金活用施策の計画についてでございますが、これにつきましては、今後福岡県の森林環境税により実施しております事業と国の森林環境譲与税により実施する事業が重複しないよう、活用すべき施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 4点目についてですけれども、国と県との施策との調整というような回答でしたけれども、それがいつごろになるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 国の譲与金額でございますが、毎年振り込まれる予定の金額は330万円ほどございまして、当分の間、事業に当たるための予算の積み立てを優先させたいと思っております。その間の間に、この譲与税に関しての事業を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

○12番（神武 綾議員） ありません。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、2点伺います。

神武議員の質問と非常に内容的に微妙にダブっているような感じもしますけれども、できればもうちょっと回答のほうはわかりやすくご説明していただければとお願いしたいと思います。

まず1点目、市長の提案説明では、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立したことにより、今年度から森林環境譲与税が市町村及び都道府県に譲与されることとのことでした。本市においても森林環境譲与税として330万円の歳入が補正予算に計上されておりますが、一方の森林環境税として後年度徴税される部分についても非常に気になるところで。

そこで、森林環境譲与税の制度の仕組み、全体的な仕組みについて、森林環境税とあわせて説明をお願いいたします。

次に、2点目です。この徴税と譲与の制度は、森林整備等のために必要な費用を国民全体で等しく負担をした上で、改めて地方に配分する仕組みのようですが、本市における環境税の徴税額と森林環境譲与税の配分額の見込みについて伺います。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） まず、1点目の国の森林環境税、森林環境譲与税の制度の仕組みについて再度ご説明をいたします。

我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、国は森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたものでございます。国の森林環境税は、令和6年度から徴収されることになっておりますが、森林環境譲与税は先行して今年度から譲与されます。その財源は、後年度における税収を先行して充てるという考えのもと、暫定的に譲与税特別会計における借り入れにより対応し、借入金は後年度の税収の一部をもって償還することとされております。

市への譲与基準は、私有林人工林面積10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3で案分をされ、その用途も、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされておるところでございます。

次に、2点目の森林環境税の徴収と配分の見込みでございますが、徴税は令和6年度から、市が個人住民税均等割と合わせて、1人年額1,000円を賦課徴収することとなっております。配分見込みは、国の定めた譲与基準により、今年度から令和3年度までが年額330万円ほど、令和7年度から10年度までが680万円ほど、令和11年度から令和14年までが880万円ほどと見込まれており、令和15年以降は1,080万円ほどになるというふうに見込まれておるところでございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

○8番（木村彰人議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第54号について質疑を終わります。

議案第53号及び議案第54号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（陶山良尚議員） 日程第9、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月18日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~